適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 \																		ľ	1 /	´2]
令利	1 年	- 月	日		住所 (法/ 本/ 主た	又 に 人 の 店 る 事	場 合 又 り 系 務 月	サ) (②) (Z) 新	法人の	場合の	りみ公ま	32) ^{長されま} 【 安佐	ー す) 町久 り	也177	-19							
				申			在 ± ・ナ)	也 (=	₹ 73	1 -	336	S2)			(電話	番号	082	_	837	2	2233	3)
					納	税	ţ	地	島市	安佐	E北区	安佐	町久均	也177								
				請	(7	リ カ	· ナ)	‡ <u>;</u> ⊗	ጀ ሳታ	タケシ					(電話:	番号_	082	_	837		2233	3)
					氏 名			新 北	ご受	武司	1											
				者			サ) 場合															
	広島北	_ 税務	务署長殿		代 表																	
								号														
この申請書に記載した次の事項 (❷ 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。																						
(平成28 ※ 当	3年法律 該申請	津第15 青書は、	号) 、所 ²	求書発 第 5 条 得税法等 3 以前 6	の規定 等の一	官による 一部を改	る改立 女正す	E後(トる)	の消	費稅	法第	57条	\mathcal{O} 2	第 2	項の	規定	によ	り申	請しる	ます	
					期間の等和 5 年1	10月1	日に登	経録さ	れま	(す。												
	خالد	-14	<u> </u>		_ このF	申請書	を提出す	`る時』 ☑			<u>、該</u> 業者	当する	争業	者の区	公分に □		 : :事業		:付し、	てくだ	さい	o
事	業 	者	区	分 			を要件の 図」欄も	確認」	欄を	記載	して。				免税事	業者に	こ該当	する		は、次	葉	「免税
判合こなか	により 令和 5 申請書を ったこ	月31日 課税 月3 年 6 月3 さ提出つそ と は、	養者とた 0日) ま ることだ を困難た	なる場 までで 事情																		
税	理	士	署	名	税理 税理		長谷	川会記	†						(電話	番号	082	_	272	_	5868	3)
※ 税 務	整理番号				部門 番号		申請	年月	l 目			年	月	F	通	信	年	月	r f	確認		,
伤署 処理	入力	処 理		年	月	目	番号 確認			- 1 - 1	ł元 雀認	□ 済 □ 未		確認書類			- 下/通	知力一	ド・運転	免許証) 		
欄	登 録	番号	Т																			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 北受 武司										
免税	免 □ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税差務の免除の担定の適用を受けないこととなります。										
事	個 人 番 号										
業	事 生年月日(個 法人 事業 人)又は設立 年月日	年度至月日									
者	内 年月日(法人) 容	金 円									
0	等事業內容	1									
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の = までの間のいずれかの日 - 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け =										
認	ようとする事業者 令和	年 月 日									
登録要	録										
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。										
確認	■ その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して										
参											
考											
事											
項											